

国際法協会日本支部は 百周年を迎える 2020 年 8 月に世界大会を 京都で開催いたします - Bridging for the Future -

■国際法協会と国際法協会日本支部

国際法協会（International Law Association, 1873 年設立、本部ロンドン）は、世界の主要各国の国際法・国際私法の研究者および実務家から構成される学術団体です。この学会は世界で最も古い法学分野の国際学会で、とりわけ国際法学および国際私法学の分野では世界で最も著名かつ権威のある学会です。世界に 62 の支部を持ち、現在会員数は 4300 名を超えています。国際法協会では、2 年に 1 回、世界大会が開催されることになっております。近年の開催地は、ベルリン（2004 年）、トロント（2006 年）、リオ・デ・ジャネイロ（2008 年）、ハーグ（2010 年）、ソフィア（2012 年）、ワシントン DC（2014 年）、ヨハネスブルク（2016 年）、シドニー（2018 年）です。日本では、東京五輪の開催された 1964 年に東京で世界大会を開催しました。そして日本支部創設百周年を迎え、再度五輪年にもあたる 2020 年に京都で世界大会を開催いたします。



代表理事 柳井俊二

国際法協会日本支部は、1920年12月13日に設立され、その後、1960年1月6日に社団法人として認可されました。2012年4月1日には一般社団法人に移行し、今日に至っています。現在、会員数は330名を超え、世界各支部の中で2番目の規模を誇っております（事務所は東京大学法学部内）。現在の代表理事は柳井俊二（国際海洋法裁判所裁判官、元駐米大使）です。

日本支部は、ロンドンの本部（理事長は英国最高裁判所裁判官のマンズ卿）と協力しつつ、国際法・国際私法の研究と発達を促し、国際的法律統一事業に協力し、かつ世界の法律家間の親善と理解とを増進することを目的として活動して参りました。これまで積極的に国際法協会の学会運営にもかかわり、年に2回ロンドンで開催される本部理事会には支部役員が出席しています。国際商事仲裁、国際家族法、国際人権法、国際通貨法、国際証券規制、武力行使、核兵器・不拡散と現代国際法、宇宙法、国際消費者保護、知的財産と国際私法、グローバル保健法、持続可能な開発とグリーン経済、法の支配と国際投資法、国際私法におけるプライバシーの保護、国際裁判手続、気候変動に関する法原則委員会、武力紛争犠牲者への賠償といった国際委員会や研究部会が存在し、研究活動をすすめ、提言をしてきました。日本支部は委員会や部会に委員を派遣し、日本支部会員は報告者や委員長を務めるなど積極的に貢献して議論をリードして参りました。

日本支部では、会員の研究成果を発表するために、毎年研究大会を開催しております。またその研究成果や日本の法状況等を世界に発信するために、英文国際法年鑑 *Japanese Yearbook of International Law*（旧年鑑名 *Japanese Annual of International Law*）を年1回刊行しております。同誌は我が国で唯一の英文国際法学術誌であり、国際的にも高い評価を受けております。支部の活動の詳細は、<http://www.ilajapan.org/> をご覧下さい。



Japanese Yearbook of International Law



2014年世界大会（ワシントンDC）

■国際法協会 2020 年京都大会の開催

日本支部の創立 100 周年にあたる 2020 年には、第 79 回国際法協会世界大会を京都で開催されることが決定され、現在その準備をすすめております（2020 年 8 月 23 日から 27 日まで京都国際会館にて開催の予定）。京都大会は、“Bridging for the Future”をメインテーマとして、過去と未来、東と西、北と南の国際社会をつなぐ重要な国際会議となります。海洋法、国際裁判、国際取引法、国際人権法等のカレントな問題を主要課題として、各委員会で報告と討論が行われる予定です。さらに、国際租税法、社会的責任投資、国際法における都市の役割といった研究部会、スポーツと国際法、国際貿易における原則と例外、経済制裁、原子力と核軍縮、国際倒産法、国際商事調停といった特設セッションも開催する予定です。

かつて東京五輪が開催されたオリンピック・イヤーの 1964 年に日本での大会が開催され、来たるオリンピック・イヤーとなる 2020 年に、再び日本での開催となるのは単なる偶然とは思えません。またそれが東京支部創立 100 周年にもあたるのも極めて喜ばしいことといえます。この 2020 年という最高の年に、この会議を日本で開催できることは、我が国の国際法学および国際私法学の高い水準を世界の研究者に大きくアピールし、多くの研究者の参画を促す絶好の機会となります。我が国および世界の国際法学および国際私法学に関する研究を一層発展させる契機となることは間違いありません。

また、本会期中に「海洋法」「国際人権法」「アジアと国際裁判」をテーマとして市民公開講座を開催する予定です。身近な生活にも影響のあるテーマに国際法および国際私法がどのように関わるか、今後の進展において国際法学がどのように役立ち、またそれが日本の国際貢献にどう繋がり得るか等について、わかりやすく説明するとともに、市民の理解と意識の啓発に努める所存です。

■グローバル化社会と国際法学・国際私法学

国際法学および国際私法学は、国際社会における国家と国家の法的諸関係や国境を超える要素を有する様々な法律問題を研究対象とするものです。グローバル化が進展する今日において、国際法学および国際私法学の研究対象は法学全般に及ぶといっても過言ではな

く、国内法の研究においても国際法学および国際私法学の知見はきわめて重要なものとなっています。

このグローバル化の進展に伴い、今日、国際社会の安定と持続可能な発展にとって「法の支配」は不可欠です。国際社会における「法の支配」の伸長は、わが国の外交政策及び種々の経済活動における最重要課題とあって過言ではありません。

皆様のご支援をお願い申し上げます。



2010年世界大会（ハーグ）（左：本部理事長のマンズ卿 右：晩餐会）

お問い合わせ先

一般社団法人 国際法協会日本支部 <http://www.ilajapan.org/>

113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学法学部研究室内

ila@j.u-tokyo.ac.jp TEL 03-5841-3131 FAX 03-5841-3174

業務執行理事 中谷和弘（なかたにかずひろ 東京大学大学院法学政治学研究科教授）